臺灣日日新報 第一万四千四百八十六號 昭和十五年十月七日（木曜日） （第二版）（印刷物郵便物認可）

# 臺灣日日新報 夕刊

七月十日 第二種郵便物認可

夕刊四頁一部二錢

# 佛印更に一歩を進め 日本との協力を希望

## 天津英租界内の現銀引渡し實行

## 英本土攻撃迫る

## 伊軍は南方作戰に一任

## 英本土は獨に對し 空軍前哨戰の火花

## 西國參戰と同時に 葡國へ進擊せん

## ソ聯、對土最後通牒

## ソ聯、イランに對し 領土の割讓を要求

## 陸鷲恩隆を襲撃

## 海鷲南洲、貴陽を爆撃

## 地中海で英伊衝突

## 獨空軍、英蘭を空襲

## 英海軍に嚴重抗議 不遜極まる英國船

## 一割程度支給 下級官吏の戰時手當

## 洪國首相と ヒ總統會見

## 米聯合艦隊は 依然布哇駐泊

## ソ聯の近東南進政策

## 西印度總督に ウインザー公

## 友好解決を要望 米國務長官談

## 米極東問題を協議

## 青果物配給統制 規則を制定

## 佛艦り號撃沈

## 憲法起草權付與

## 初の英伊海戰

## 佛領印度支那

## 佛家華船を 英海軍拿捕

## 人事

## 無絃琴

## 二國一心

（出盧の巻）

吉川英治作

矢野橋村畫

## 黒髪の記

現代小說

武田麟太郎

## 太郎船五

## 月夜の菊

## 虹の工場

## 未亡人

## 大出の日

## 新連載二大長篇

## 好評の太平洋

## 事變三周年

## 聖戰の火蓋が切られた時

## 無言の萬歲

## 情の飯盒米

## 無敵海軍の太平洋訓練画報

## トリス

毎日一、二粒 自主健康法

濃縮小粒肝油

百粒・一圓八〇

# 滿洲國皇帝陛下 御恙なく大連御着

午前九時卅分 新京に向はせらる

【大連十日發同盟】昨日本の歸く紀元二千六百年即位禮の擧行を終へさせられた滿洲國皇帝陛下には午前八時大連に御着遊ばされ直ちに御召列車に御乘換へ午前九時卅分新京に向はせられた

# 家庭生活を考へる

若山喜志子

## 水仙

銚子の獨逸婦人Sさんの庭のあたたかさ、窓硝子のかなたに、庭隅からの照り返しの眩しさ、暖炉の焔の映しだす部屋の中の親密さ、それらのすべてが、寒さの厳しい北國の冬の夜の感じを深くさせる。

十五度半のベルタは信仰の厚い婦人で、昨年良人を喪ふまでは、十五になつたエルンスと、今年の春に女學校へ入つたちひろとを相手に、ほとんど毎晩のやうに遊びに來てゐた。

「コレン、あたしが出てだんだんと暖かくなつてきてから、暇のある時にでも遊びにいらつしやいね。」

と、ベルタはやはり、初めの中は片言まじりに、獨逸語と英語とを混ぜて話しかけてゐたが、暫くすると、日本語の方が多くなつてゐた。

「ベルタさんは、日本語がお上手ですこと。」

と、母がいふと、

「ええ、ベルタさんは、日本へ來てからもう十年になりますもの。」

と、エルンスが答へる。

「十年？　まあ、それでは、日本の方とお變りがないわけですね。」

と、母は驚いたやうにいつた。

# 星ぞら (92)

……上回上映前篇……

井伏鱒二
小林秀恒

つゆ空（二）

佐野は窓を去りかねられません。そこを退こうとしなかった。しかし後の問題を解決して、大阪生活を続けるか、それとも東京に加奈女のそばに近づいて行こうかもなかった。

「何をまごまごしてるんだらう……」

佐野は頭りとこを睨いて、夜地を出て坂みちを降りて行った。

アパートの玄関の前の最寄や郵便ポストの前を通り過ぎて、佐野は加奈女さんの部屋の窓を見上げた。

「あの二階の窓の、右から二番目の窓……。ぼうら明かり、女がうつむいて立つてゐます」

佐野はその窓を指差して、したしげに作さんに云ふのであつた。

「あの女が、けふ熱海になつた加奈女さんといふ女……それから部屋のなかを行つたり来たりしてゐる男が、大阪さん……」

なるほど佐野の云ふ通り、一人の女が窓のところに立つてうつむいてゐるのが見える。作さんは先日来、おかみさんや近所たちの話から、加奈女さんといふ女性を判に一度したいといふ気持を持つてゐた。なぜかといふに加奈女さんは、おかみさんの最新の手として手に入れたからである。しかし作さんは、昔のすかない佐野のおせつかいを迷惑のことだと思つてゐる。

「ただ佐野さん、何てあの加奈女さんを俺に見せたがるんだね。あんなな女を見たつて、何にもならねえぢやねえか」

「どうかね、君にも何にもならないかも知れないが……。ぢつと窓を見上げてゐる女の姿を、ちよつと見ておいてもらひたいです」

作さんは何をこの室、元の寝室部屋に戻つた。

「では、俺は帰る。加奈女さんといふ女が、しよんぼり立つてゐる。それから大阪さんといふ男が、窓をぐんだみたいにして行つたり来たりしてゐる……暗かに見たからもう帰る」

「まあ、もう少し、見てゐないですか。いまに、大阪さんが加奈女さんの膝に、ふんわり手を置くかもしれないですぞ。僕の期待では、あの光景とのまま部屋になるとは思はないです。何しろ、初めの着くばしい夜のことですよ

（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十五年七月十一日（木曜日）　臺灣日日新報

# 臺灣新報

日本夕刊共十二頁
作業開始　人行道敷設
地震式用心　四時起床
社報新聞　日日勇奮　所役
本紙一ヶ月定價金五十錢　二ヶ月分前金一圓　三ヶ月分前金一圓四十五錢　半ヶ年分前金二圓八十錢　一ヶ年分前金五圓六十錢　廣告料別行四十五字詰一回金四十錢　二回金三十五錢　三回金三十錢　十回以上一割引　臺灣日日新報社　臺北市表町二ノ一　電話代表八〇五番　振替口座臺北二〇番

## 英が遷延策に出れば 最後的措置に出でん

### 援蔣物資輸送禁絶問題

【東京十日發同盟】クレーギー駐日英大使は十日午後外相を訪ふ前記英國の援蔣行爲に關する英國側の態度に關する廿八日の閣議決定及び英國側の回答に關し重ねて申入れ更に最後的決意を披瀝したが、伊より英國側の回答は未だ來つて居ないと答へた

【東京十日發同盟】グレーギー駐日英大使は十日午後外相を訪ふ前記英國の援蔣行爲に關する廿八日の閣議決定及び英國側の回答に關し重ねて申入れ更に最後的決意を披瀝したが、伊より英國側の回答は未だ來つて居ないと答へた

【東京十日發同盟】グレーギー大使の今次會見は英國側の態度に關する最後的決意を表明したものと觀られ、十日のクレーギー大使の會見の內容

# 社說

## 農商事務機構の一部統合

### 伺は根本に觸れぬの憾あり

政府で昨日閣議下における農商事務機構の改革案を見送し、新に農業なる各種行政の一元的統合を圖り、以て農政事務の一層の飛躍を期するの趣旨は、一應諒とするを得るであらう。右の改革案を見るに、農林省の外局として農業會を設置し、農業會には農業生産の指導、農業經營の改善、農業金融の調整、農業團體の指導監督、農業技術の改良普及、農業教育の刷新、農業統計の調査、農業會館の管理等の事務を行はしめ、農業會の會長は農林大臣の監督に屬し、農業會の役員は農林大臣の認可を受けて會長之を任命し、農業會の經費は國庫之を補助するの外、農業會の事業に關する收入を以て之に充つるの方針を採つてゐる。

農業會の設置は、從來の農業團體の缺陷を補ひ、農業團體の統制を强化し、農業生産の增强、農業經營の改善、農業金融の調整

# 暴利行爲取締

## けふ改正規則實施さる

暴利行爲等取締規則は十一日附勅令第九十二號を以て改正された、その要點は次の如くである

一、暴利行爲取締要綱、實價令、不當利得令を廢止し、從來暴利行爲取締の對象であつた行爲は「暴利行爲取締規則」で一般人と「關係者」とに區別し、「關係者」の行爲を「暴利行爲」として取締ることゝした

二、「關係者」とは從來の暴利行爲取締規則と同樣に、生産者、販賣業者、配給統制團體、配給統制機關、配給統制に關する官吏、公吏、公共團體の職員、會社、組合の役員、從業員、代理人、使用人、其の他從來の暴利行爲取締規則と同樣の者を指すこと

三、「暴利行爲」とは從來の暴利行爲取締規則と同樣に、關係者が其の業務に關し、不當の利得を目的として、左の行爲をすることを指すこと

（一）物價統制令に依る指定額を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすること

（二）物價統制令に依る指定額を超えて財物を購入し、又は購入の申込をすること

（三）物價統制令第十條に依る指定價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすること

（四）物價統制令第十條に依る指定價格を超えて財物を購入し、又は購入の申込をすること

（五）物價統制令第十一條に依る指定價格に關する表示を爲すこと

（六）配給統制に關する法令に依る命令に違反して財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすること

（七）配給統制に關する法令に依る命令に違反して財物を購入し、又は購入の申込をすること

（八）配給統制に關する法令に依る命令に違反して財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすること

（九）配給統制に關する法令に依る命令に違反して財物を購入し、又は購入の申込をすること

（十）前各號に揭げる行爲の外、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り暴利行爲として指定された行爲

四、前項の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分又は財物の販賣價格を指定する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五、前項の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六、暴利行爲取締規則第二條第一項第一號乃至第三號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分又は財物の販賣價格を指定する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七、暴利行爲取締規則第二條第一項第四號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八、暴利行爲取締規則第二條第一項第五號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九、暴利行爲取締規則第二條第一項第六號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十、暴利行爲取締規則第二條第一項第七號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十一、暴利行爲取締規則第二條第一項第八號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十二、暴利行爲取締規則第二條第一項第九號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十三、暴利行爲取締規則第二條第一項第十號の規定は、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

二十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

三十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

四十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

五十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

六十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

七十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

八十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

九十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十七、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十八、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百十九、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二十、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二十一、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二十二、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二十三、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二十四、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を販賣し、又は販賣の申込又は廣告をすることを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二十五、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された價格を超えて財物を購入することを禁止する部分を除き、從來の暴利行爲取締規則と同樣に適用すること

百二十六、前各號に揭げる行爲の外、關係者が其の業務に關し、物價統制令第二十條第一項の勅令又は同令第二十一條第一項の勅令に依り指定された

# 牡丹崩れず (132)

（第十四回）

竹田敏彦 作
岩田專太郎 畫

## 血の祕密 (四)

一ガー——

石黒の自宅も、その後始末の關係で、しばらくの間、臨時の下宿へ移つて、繁忙ができるようになつた。

その時分には、母子の經濟も、大分しつかりしてきたし、また入院中の石黒に話しても、休んでゐられない經理もあるので、いつもの元氣な孰れの顏を見ては、母子に代つて、石黒の氣持に力めた。

「母子も大變な目にあましたが、お見舞に來たがつて話ませんのでけれど、何しろかゝいら留守中だけは、絶對にさせますから、どうぞ悪しからず……」

母子は、氣兼のこゝろない留守中など、かういつて母子の關係ひを繼して石黒に傳へた。

「いゝえ、結構ですよ……僕の方も、經營の都合に、ついとん無沙汰り過ましたことをしまして、却つて悪んにお氣がかゝはしない

同

か、そればかり心配してゐます」

石黒は、その後に、申譯なさうに言つた。

いよ〳〵石黒が、自宅療養を許された晩、母子は、その由を母子から聞かされて、彼らの噂りへ、お見舞の歌物に出かけた

「病院には、附添さんがいらしつて、お不自由がないだらうけれど下宿へお移りになるなら、それこそお二人だから、どんなにか不自由かしれないわ……」

母子は、こんな心遣ひから、食パン、鑵詰、果物、バタ、鰹節——由のやうに日常品を買ひ整へて、

「まあ、バタから鰹節そこ、よく氣がついたわね」

母子は、一々包を取り出しながら、感心のいたらしい心遣ひに、涙ぐましい感じみを感じた。

その翌る朝となつた。

母子は、母を病院へ送り出すとすぐに、石黒の下宿を訪ふつもりで、外出の準備にかゝつた。

「花瓶にしようかしら、それともお花にしようかしら？」

母子は、見舞品の包を作りしげる、彼らの前に立つて、暫らく迷つた。何か、悲しいあの病でも訪ねるやうな氣持だつた。いや、もつと複雑な氣持だつた。母一人子二人——外に誰一人夫婦をもない

の眼が感謝に換ひとせられた。忙しいので、彼らの名を見ると、

「あら……」

母子は、思はず息を呑んだ。

差出人は、牧山恵子——

## 海外小話

### 十二萬種の品を備へた店

世界で一番大きな店が今日米國に發展されてゐる。それは百貨本を出してゐるやうなけれど實際もある。この店はイギリスの何處かにあるローヤル・アーミイ・オーデナンス・コープスの主任經營所であつて自動車の數、風土に應じた最適の型を選擇し、最も經濟的な價格で供給するために設けられた。それは小さな機關車から巨大なタンクに至る一切の機械の種類の異つた機械のどんなものでも供給出來る組織の整備が施められてゐる。機械の修理は殆ど全部が機械から成つてゐるが、今日までに發明された多數の機械の構造を見て、機械の部品の名稱と、その使ひ方を研究し、機械の修理に當る者を養成してゐる。

## 防空研究所設置の急務 (一)

大竹文輔

今次歐洲戰爭に於ける空襲の酷くく住民の大半を占める老幼婦人の犠牲、及び家屋の焼失とは大いに驚きを與にして居るため、今日まで內地で空襲されて居た防空施設や設備や施設が餘りに幼稚であつたのに驚き我國でも急ぎ防空施設の整備化が施設されて來たが、內務省ではこれ等の施設を急ぐと同時に從來の施設の缺點を補ふ爲め、昨年中に防空研究所を設置し、昭和十二年四月迄施行の防空法を改正し、防空施設の完備を計るため目下施設の準備が進められて居るとのことである。

我が帝國の防空法の如きは今日まで歐洲各國の防空法に於ても內地に於ける防空施設の缺點を補ふ爲め、今日まで空襲した各國の國際的に實行されて居る防空施設の缺點を研究し、これ等

（第三種郵便物認可）　昭和十五年七月十一日（木曜日）　臺灣日日新報　第一万四千四百八十六號　（五）　A

# 懸案の船溜建設
# 東港の死活問題
## けふ代表か出北陳情

【東港特電十日】高雄州東港街に於ける船溜建設問題は東港一同の熱望に應ずる西澤知事の英斷により多年來の懸案たりしが今回いよいよ實現の運びとなり、十日午後一時半より同街役場樓上に於て關係者一同參集の上左の如く決定した

一、船溜建設は昭和十五年度に於て實施の豫定なるも、其の一部たる東港一帶の埋立は昭和十四年度に於て實施すること

一、船溜建設に關し東港側は左の條件を履行すること

（イ）船溜建設に關し一切の用地を無償にて提供すること

（ロ）船溜建設に關し一部萬圓の寄附をなすこと

（ハ）

# 迎夏雜筆（上）

新居格

今に暑さがやって来る、私は暑さが嫌いである。また日本人がタバコに火をつけた後のマッチの軸を食卓に捨てると、どうも暑さに不平を漏すわけには行かない。

それから、もう一つ私たちにとうていがまんができないことがある。平時の習慣なら、それだけの節約をしたいわたしには堪え難いことである。ところで、「事変以来、年を経る」とって「今年の夏はどこへゆくか」という会話をしかけられるようなことがあるかもしれない。

わたしは避暑行かないものだから、断りつける答えのなかで田の事どりをしてる農民たちでも都へ行きたいと、どの心の中で呟きながら、また彼の東京がさう暑いものでなく、夕方から涼まうと涼しい風が立つことを数年思つたりしてどこにも行けない自分を顧みたものだ。事変以来、そんな力味方は変つて来た。相変らず暑さをよからう、また彼は避暑地の賑はひとは聞いて驚いて農民たちでも都へ行きたいと、どの心の中で呟きながら、また彼の東京がさう暑いものでなく、夕方から涼まうと涼しい風が立つことを数年思つたりしてどこにも行けない自分を顧みたものだ。事変以来、年を経る」とって「今年の夏はどこへゆくか」という会話をしかけられるようなことがあるかもしれない。

わたしは避暑行かないものだから、断りつける答えのなかで田の事どりをしてる

（第三種郵便物認可）

# 盟邦の皇帝陛下
## きのふ新京に御安着

【新京十日發同盟】獨逸國皇帝陛下の御名代として我が國を親善訪問あらせられた獨逸國皇帝陛下に次ぐ最高の榮譽を以て歡迎せよとの畏くも有難き思召しの下に滿洲國皇帝陛下には滿洲國建國の國民的大祭典たる建國神廟の鎭座式に參列あらせられ、この日新京驛前廣場より御宿舍に當てられた國賓館に入らせられた

【新京十日發同盟】獨逸國皇帝陛下の御名代として我が國を親善訪問あらせられた獨逸國皇帝陛下には滿洲國建國の國民的大祭典たる建國神廟の鎭座式に參列あらせられた

【大阪十日發同盟】紀元二六〇一年奉祝會から光榮に與へられた「時代大阪の發展」第一回講演會は十日午後一時から大阪中央公會堂に於て開催された

# 聖蹟顯彰工事の
# 嚴肅な起工式
## 十日大阪天滿宮で擧行

【大阪十日發同盟】紀元二六〇一年奉祝會から光榮に與へられた「時代大阪の發展」第一回講演會は十日午後一時から大阪中央公會堂に於て開催された

# 敵の高級飛行員
# 和平陣營に投降
## 重慶を脫して我が陣地に

【重慶十日發同盟】重慶航空隊に屬した敵の高級飛行士が敵機を捨てゝ空より和平陣營に投降つゝ我ニュースが九日午後國民政府情報部により發表された、右發表によれば重慶空中觀察大隊第四中隊長ソーナクラフト七級飛行士は六月十日行動を開始し重慶に對し數回に亘り爆撃を加へたが、十一日午前十一時五分我國境に近き河内上空に於て我が防空戰鬪機隊の迎撃を受けたので遂に我が領空を離脫し敵前線に向ひ逃走を開始したが、十一時十分我が占領地域内の○○基地に緊急着陸を餘儀なくされた所、附近に集結中の我地上部隊により發見され直ちに包圍攻撃を受けるに及び遂に降伏するに至つたものである、ソーナクラフト氏は重慶に於ける敵空軍中最も有能な飛行士の一人であつて、彼は重慶攻撃に參加した敵機二十數機の指揮官であつた

## 内地のローカル線に
## スーパー機使用停止

【東京十日發同盟】陸軍航空當局の談話に基き統制會社日本航空輸送株式會社は九月一日以降内地ローカル線に使用しつゝある「スーパー雙發」型機の使用を禁止するに決した

【東京十日發同盟】陸軍航空當局の談話に基き統制會社日本航空輸送株式會社は九月一日以降内地ローカル線に使用しつゝある「スーパー雙發」型機の使用を禁止するに決した

# 來る十五日から
# 河内に寄航
## 日泰航空佛印宛郵便取扱

【東京十日發同盟】日泰航空路開設に關しては既報の如くであるが九日午後國民政府情報部により發表された、右發表によれば日泰航空路は六月十日河内に於ける日泰兩國代表者の會合に於て決定されたので遂に我が占領地域内の○○基地に緊急着陸を餘儀なくされた所、附近に集結中の我地上部隊により發見され直ちに包圍攻撃を受けるに及び遂に降伏するに至つたものである、ソーナクラフト氏は重慶に於ける敵空軍中最も有能な飛行士の一人であつて、彼は重慶攻撃に參加した敵機二十數機の指揮官であつた

# 六君の居所を
# 至急知り度し

【東京十日發同盟】陸軍航空當局の談話に基き日本航空輸送株式會社は九月一日以降内地ローカル線に使用しつゝある「スーパー雙發」型機の使用を禁止するに決した

# 決意も固く
# 動亂の歐洲へ
## 宮崎丸壯途につく

【東京十日發同盟】陸軍航空當局の談話に基き日本航空輸送株式會社は九月一日以降内地ローカル線に使用しつゝある「スーパー雙發」型機の使用を禁止するに決した

# 皇太子殿下の
# 葉山行啓御變更

【東京十日發同盟】皇太子殿下には來る二十三日御用邸御滯在の御豫定であらせられた所、御都合に依り同日午前十時二十分東京

# 結成大會を擧行
## 戰時體制強化聯盟が

【東京十日發同盟】結成準備中の「戰時體制強化聯盟」發會式は十日午後三時より丸ビル東京會館に於て擧行、宮城遙拜、國歌齊唱、發會の辭、經過報告、綱領宣言、決議、宣言、役員選擧、閉會の辭の順序で進行、發會の辭は平沼騏一郎氏が述べ、經過報告は赤松小寅氏が行ひ、綱領宣言は安藤紀三郎氏が朗讀、決議は小山亮氏が宣言は大谷尊由氏が朗讀、役員選擧は全部銓衡委員に一任、最後に萬歳を三唱して午後四時半頃散會した、尚發會式には約二千名の會員が參集した

# 日米學生會議
## 第二回は開催を延期

【東京十日發同盟】日米學生會議の第二回日米學生會議は當初の豫定では來る十日から東京に於て開催される筈であつたが、最近の日米關係の現狀に鑑み、日本側主催者は十日から東京に於て開催される筈であつたが、最近の日米關係の現狀に鑑み、日本側主催者は

# 來る十五日から
# 河内に寄航
## 日泰航空佛印宛郵便取扱

【東京十日發同盟】日泰航空路開設に關しては既報の如くであるが九日午後國民政府情報部により發表された、右發表によれば日泰航空路は六月十日河内に於ける日泰兩國代表者の會合に於て決定されたので遂に我が占領地域内の○○基地に緊急着陸を餘儀なくされた所、附近に集結中の我地上部隊により發見され直ちに包圍攻撃を受けるに及び遂に降伏するに至つたものである、ソーナクラフト氏は重慶に於ける敵空軍中最も有能な飛行士の一人であつて、彼は重慶攻撃に參加した敵機二十數機の指揮官であつた

# 敵の高級飛行員
# 和平陣營に投降
## 重慶を脫して我が陣地に

【重慶十日發同盟】重慶航空隊に屬した敵の高級飛行士が敵機を捨てゝ空より和平陣營に投降つゝ我ニュースが九日午後國民政府情報部により發表された、右發表によれば重慶空中觀察大隊第四中隊長ソーナクラフト七級飛行士は六月十日行動を開始し重慶に對し數回に亘り爆撃を加へたが、十一日午前十一時五分我國境に近き河内上空に於て我が防空戰鬪機隊の迎撃を受けたので遂に我が領空を離脫し敵前線に向ひ逃走を開始したが、十一時十分我が占領地域内の○○基地に緊急着陸を餘儀なくされた所、附近に集結中の我地上部隊により發見され直ちに包圍攻撃を受けるに及び遂に降伏するに至つたものである、ソーナクラフト氏は重慶に於ける敵空軍中最も有能な飛行士の一人であつて、彼は重慶攻撃に參加した敵機二十數機の指揮官であつた

## 内地のローカル線に
## スーパー機使用停止

【東京十日發同盟】陸軍航空當局の談話に基き統制會社日本航空輸送株式會社は九月一日以降内地ローカル線に使用しつゝある「スーパー雙發」型機の使用を禁止するに決した

# 皇太子殿下の
# 葉山行啓御變更

【東京十日發同盟】皇太子殿下には來る二十三日御用邸御滯在の御豫定であらせられた所、御都合に依り同日午前十時二十分東京

# 決意も固く
# 動亂の歐洲へ
## 宮崎丸壯途につく

【東京十日發同盟】陸軍航空當局の談話に基き日本航空輸送株式會社は九月一日以降内地ローカル線に使用しつゝある「スーパー雙發」型機の使用を禁止するに決した

# 六君の居所を
# 至急知り度し

【東京十日發同盟】陸軍航空當局の談話に基き日本航空輸送株式會社は九月一日以降内地ローカル線に使用しつゝある「スーパー雙發」型機の使用を禁止するに決した

# 日米學生會議
## 第二回は延期

【東京十日發同盟】日米學生會議の第二回日米學生會議は當初の豫定では來る十日から東京に於て開催される筈であつたが、最近の日米關係の現狀に鑑み、日本側主催者は

# 結成大會を擧行
## 戰時體制強化聯盟が

【東京十日發同盟】結成準備中の「戰時體制強化聯盟」發會式は十日午後三時より丸ビル東京會館に於て擧行、宮城遙拜、國歌齊唱、發會の辭、經過報告、綱領宣言、決議、宣言、役員選擧、閉會の辭の順序で進行、發會の辭は平沼騏一郎氏が述べ、經過報告は赤松小寅氏が行ひ、綱領宣言は安藤紀三郎氏が朗讀、決議は小山亮氏が宣言は大谷尊由氏が朗讀、役員選擧は全部銓衡委員に一任、最後に萬歳を三唱して午後四時半頃散會した、尚發會式には約二千名の會員が參集した

# 聖蹟顯彰工事の
# 嚴肅な起工式
## 十日大阪天滿宮で擧行

【大阪十日發同盟】紀元二六〇一年奉祝會から光榮に與へられた「時代大阪の發展」第一回講演會は十日午後一時から大阪中央公會堂に於て開催された

## 優勝旗を圍んで

**米國卓球監督の批評**

**日本の卓球**

汎太平洋卓球大會に日本が團體的に優勝したことは周知の通りである、その時アメリカ卓球協會ガン氏が日本卓球の特色選手に日本最高級の技術を語つたのを今迄から手紙で知らせてきたので、最高の成績人にとつても興味のありそうな部分だけ抜することにした（文責記者）

ロ　ロ

私は一日數多くの人と會見したが、ガン氏ほど多くの興味ある話題を提供してくれた人はない、ガン氏は、日本の卓球は全體として優秀だ、そしてそれはそうであるのであるが

ロ　ロ

日本庭球協會が卓球をとり入れたことは賢明であつたと思う、日本人は庭球に於ける如く卓球に於ても世界的選手を出すであろう